

※本研修は、介護支援専門員資質向上事業実施要綱（平成26年7月4日老発0704第2号厚生労働省老健局長通知の別紙）に基づき実施するものです

令和4年度主任介護支援専門員更新研修 開催要項

1 目的

主任介護支援専門員に対して、主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期限の更新時に併せて研修の受講を課すことにより、継続的な資質向上を図るための定期的な研修受講の機会を確保し、主任介護支援専門員の役割を果たしていくために必要な能力の保持・向上を図ることを目的とします。

2 実施主体 島根県

3 実施機関 社会福祉法人島根県社会福祉協議会（島根県福祉人材センター）

4 受講対象

特に質の高い研修を実施する観点から、主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期間が概ね2年以内に満了する者（次頁一覧表により該当となる者）であって、具体的には、次の（1）から（4）の要件をすべて満たす者（※1）

- (1) 島根県に介護支援専門員登録を行っている者
- (2) 介護支援専門員証の有効期間満了日までに主任介護支援専門員更新研修が修了できる者
- (3) 次の①から④までのいずれかの要件を満たす者
 - ①介護支援専門員に係る研修の企画、講師やファシリテーターの経験がある者（介護支援専門員実務研修見学実習指導者を含む）（※2）
 - ②地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外の研修等に年4回以上参加した者（※3）
 - ③日本ケアマネジメント学会が開催する研究大会等において、演題発表等の経験がある者（※4）
 - ④日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャー
- (4) 本研修修了後に、島根県から主任介護支援専門員の情報を必要とする研修実施団体等（市町村、保険者、社会福祉協議会、介護支援専門員協会など）に対し、修了者の氏名・所属（名称及び電話番号）を提供することについて承諾する者

※1 島根県における主任介護支援専門員の有効期間満了日および主任介護支援専門員更新研修受講対象年度につきましては次頁の修了年度別一覧表をご参照ください。

※2 「介護支援専門員に係る研修」とは、平成28年度以後の法定研修（介護支援専門員実務研修、専門研修、主任介護支援専門員研修、主任介護支援専門員更新研修、再研修、更新研修）・島根県介護支援専門員協会・島根県内の地域包括支援センター・島根県社会福祉協議会が行う研修とします。（ただし、島根県社会福祉協議会が行う研修は、介護支援専門員の業務に関する研修に限る）

また、90分以上の法定外研修を講師（ファシリテーターは除く）として主任介護支援専門員の肩書で行った場合について、法定外研修の実施元による証明があればこれに該当します。

※3 「職能団体等が開催する法定外の研修等」とは、次の①から④の研修とします。

- ①島根県介護支援専門員協会が行う研修（各地域協会が地域単位で行う研修も含む）
- ②日本介護支援専門員協会が行う研修又は日本介護支援専門員協会中国ブロック研修
- ③島根県社会福祉協議会が行う研修（介護支援専門員に関する研修に限る）
- ④島根県介護支援専門員協会が主任介護支援専門員を対象に行うフォローアップ研修

(注1) 法定外の研修等の受講については、主任介護支援専門員である者が自己研鑽を積むということでは本来毎年の受講が望ましいが、1年間（4月～翌年3月）に年4回以上とし、現在の主任資格が有効な5年間のうちいずれかの年において回数を満たしていれば可とします。また、回数の算定に当たっては、①から④までの研修を合算することも可とします。

(注2) 令和2年度が新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として中止になったために、令和4年度に限り法定外研修の4回以上の参加については、令和2年度から令和4年度主任更新研修の最終日までに参加した回数を合算できることとします。研修申し込みにあたっては、申込時点で参加した法定外研修の参加証明書を添付することとし、不足分については後日人材センターに提出してください。

※4 「研究大会等」については、現在の主任資格が有効な5年間開催された研修大会等とします。なお、日本介護支援専門員協会中国ブロックの研究大会も含まれます。

※2～4について いずれの場合も、前回主任更新研修を修了した際に提出した証明で使用した講師実績、研修修了証明書及び発表より後に実施したものに限りま

主任CM研修・主任CM更新研修修了年度	有効期間満了日等	受講対象年度（厳守）
平成 29 年度	主任CMの有効期間満了日は 平成 34 年（令和 4 年）9 月 5 日 （島根県での主任CM研修修了者）	主任CM更新研修を受講できる年度（予定）は 平成 32～34 年（令和 2～4 年）度 （但し、平成 34 年（令和 4 年）度は主任CM有効期間満了日までに修了できる場合に限る）
平成 30 年度	主任CMの有効期間満了日は 平成 35 年（令和 5 年）8 月 23 日 （島根県・松江会場での主任CM研修修了者） 平成 35 年（令和 5 年）12 月 9 日 （島根県・浜田会場での主任CM研修修了者）	主任CM更新研修を受講できる年度（予定）は 平成 33～35 年（令和 3～5 年）度 （但し、平成 35 年（令和 5 年）度は主任CM有効期間満了日までに修了できる場合に限る）
	主任CMの有効期間満了日は 平成 35 年（令和 5 年）8 月 16 日 （島根県での主任CM更新研修修了者）	
【主任CM研修】 令和元年度	主任CMの有効期間満了日は 令和 6 年 11 月 26 日 （島根県での主任CM研修修了者）	主任CM更新研修を受講できる年度（予定）は 令和 4～6 年度 （但し、令和 6 年度は主任CM有効期間満了日までに修了できる場合に限る）
【主任CM更新研修】 令和元年度 ※対象者は全員ではありません。詳細は右欄をご確認ください。	令和元年度主任CM更新研修修了者からは、主任CM資格の有効期間の起算日が従前と異なります。 令和 4 年度主任CM更新研修については主任CMの有効期間満了日が 令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日 の期間に該当する場合に受講ができます。	主任CM更新研修を受講できる年度（予定）は ・主任有効期間満了日が 令和 6 年度中 の場合 ⇒ 令和 4～6 年度に受講可能 （但し、令和 6 年度は主任CM有効期間満了日までに修了できる場合に限る） ・主任有効期間満了日が 令和 7 年度中 の場合 ⇒ 令和 5～7 年度に受講可能 （但し、令和 7 年度は主任CM有効期間満了日までに修了できる場合に限る） ・主任有効期間満了日が 令和 8 年度中 の場合 ⇒ 令和 6～8 年度に受講可能 （但し、令和 8 年度は主任CM有効期間満了日までに修了できる場合に限る）

5 事例提出について

研修受講にあたり、各科目に応じた事例を各自準備することを必須とします。別紙「事例の提出について」を参照の上、申込書と一緒に提出下さい。

6 開催期日・場所・定員

		期 日	会 場	定員
松 江	I 期	6 月 21 日 (火) ～23 日 (木)	くにびきメッセ 多目的ホール (松江市学園南 1 丁目 2-1)	150 名
	II 期	7 月 26 日 (火) ～27 日 (水)	くにびきメッセ 国際会議場 (松江市学園南 1 丁目 2-1)	
	III 期	8 月 6 日 (土) ～8 日 (月)	くにびきメッセ 多目的ホール (松江市学園南 1 丁目 2-1)	
浜 田	I 期	7 月 7 日 (木) ～8 日 (金)	いわみーる 4F 401 研修室 (浜田市野原町 1826-1)	100 名
	II 期	8 月 2 日 (火) ～3 日 (水)		
	III 期	8 月 25 日 (木) ～26 日 (金)		
	IV 期	9 月 21 日 (水) ～22 日 (木)		

7 研修内容 ホームページ掲載の日程表をご確認ください。

8 申込方法

(1) 必要書類等

〈全員必ず提出する書類〉

- 1) 受講申込書 (様式 1)
- 2) 介護支援専門員証の写し
- 3) 受講要件を証明する書類 (以下の A～E のいずれか)
 - A. 法定研修講師等実績申告書 (様式 2) 及び添付書類
 - 4 受講対象 (3) ①該当者のみ
 - B. 法定外研修講師実績申請書 (様式 3-①) 法定外研修講師実績証明書 (様式 3-②) 及び添付書類
 - 4 受講対象 (3) ①該当者のみ
 - C. 研修実施機関が交付する研修修了証明書の写し
 - 4 受講対象 (3) ②該当者のみ
 - D. 該当する研究大会で演題発表等を行ったことが分かるもの (例: 発表内容の抄録やカリキュラム等の写し)
 - 4 受講対象 (3) ③該当者のみ
 - E. 認定ケアマネジャー認定証 (有効期間内) の写し
 - 4 受講対象 (3) ④該当者のみ
- 4) 公的証明書や戸籍抄本等の写し
申込書と上記添付書類の氏名が異なる場合のみ
- 5) 「介護支援専門員の指導・支援の実践事例」①～⑦科目
・人材センターホームページ掲載の「事例の提出について」を参考にして下さい。

〈初めて主任介護支援専門員更新研修を受講する方〉※上記書類に加え、次の書類も提出してください。

○主任介護支援専門員研修の修了証書の写し

〈平成 30 年度以降に主任介護支援専門員更新研修を受講された方〉※上記書類に加え、次の書類も提出してください。

○主任介護支援専門員更新研修の修了証書の写し

○県通知「主任介護支援専門員資格の更新について」
(有効期間満了日の記載のあるもの)

(2) 申込期間等

①期間 令和 4 年 3 月 23 日 (水) ～令和 4 年 5 月 23 日 (月) 【必着】

②方法 上記(1)の必要書類等を郵送又は持参 (FAX 不可)

(土日祝日に持参いただく場合は、郵便受けに入れてください)

＜郵送・提出先＞

〒690-0011

松江市東津田町 1741-3 いきいきプラザ島根

島根県福祉人材センター

永島・加藤 宛

9 受講決定・受講料等

- (1) 受講の可否については、「受講決定通知」または「受講不決定通知」の発送によりご連絡いたします。(令和4年5月中下旬頃発送予定)
- (2) 受講決定通知にあわせて受講料請求書を送付いたします。請求書に記載された期限までに所定の方法により受講料をお振込みください。(振込手数料はご負担ください)。また、本研修では以下の書籍をテキストとして使用します。受講料にあわせてテキスト代をお支払いください。
受講料：18,000円 テキスト代：4,400円
〔使用テキスト〕
『3訂 介護支援専門員研修テキスト(主任介護支援専門員更新研修)』(一般社団法人日本介護支援専門員協会)
- (3) 受講決定後の受講取消はご遠慮ください。やむを得ず受講取消をされる場合は、振込期限日の午後5時までにご連絡いただいた場合に限り受講料のみ返金いたします。(テキスト代は返金できません。また返金にかかる振込手数料は受講者負担となります)

10 修了認定

- (1) 修了認定については、全科目履修に加えて、各科目における到達目標を達成しているかについての修了評価により行います。修了評価は、自己評価、修了テスト及び受講態度等により判断します。修了認定された者には島根県知事名の修了証明書を交付します。
- (2) 全科目の不足ない履修を修了の前提としますので、欠席・遅刻・早退・中抜け等は原則として認めません。ただし、やむを得ない事情による場合はその都度協議により判断し、翌年度に限り代替受講を認めることがあります。(証明書等の提出が必要です)
- (3) 修了認定は研修後に行いますので、修了証明書の即日発行はできません。ただし、修了日は研修最終日となります。
- (4) 受講申込書記載事項に虚偽の内容が認められた場合は、研修期間中又は修了後であっても受講又は修了取り消しの措置をとることがあります。

11 その他

- (1) 昼食は松江会場520円(税込) 浜田会場550円(税込)で斡旋します。研修当日の開始前に業者が弁当券を販売します。
- (2) 会場は室温調節が十分にできないこともありますので、衣服等で調節できるようご準備ください。
- (3) 駐車場には限りがございますので、できる限り公共交通機関をご利用ください。
- (4) 地震・台風など、やむを得ない事情により研修会を中止せざるを得ない場合は、受講申込書に記載されたファックス番号あて一斉にお知らせするとともに、島根県福祉人材センターホームページに掲載します。なお、研修当日の急な荒天等、実施の判断がつかない場合は、ホームページを確認の上、対応してください。
- (5) 研修中の録音・録画は一切禁止とさせていただきます。
- (6) 新型コロナウイルス感染症・インフルエンザ等感染症罹患など、健康状態によっては受講をご辞退いただく場合があります。あらかじめご了承ください。
- (7) 感染症対策の一環として、マスクを着用の上受講して下さい。
- (8) 身体に障がいがある等の理由により研修受講にあたって配慮が必要な方は、受講申込時にご相談ください。

12 問い合わせ・申込書類送付先

《研修体系、登録・更新手続き、受講履歴等に関するもの》

島根県健康福祉部高齢者福祉課 TEL 0852-22-5204

《研修の申込み先・日時・会場等開催に関するもの》

社会福祉法人島根県社会福祉協議会 法人支援部(福祉人材センター)：永島・加藤

〒690-0011 松江市東津田町1741-3 いきいきプラザ島根

TEL 0852-32-5975 FAX 0852-32-5956

E-Mail jinzai-kensyu@fukushi-shimane.or.jp ホームページ <https://www.shimane-fjc.com/>

受講者の皆様に関する個人情報は、研修の受講名簿・名札の作成、研修テキストや各種資料の送付、履修状況管理、研修修了後の履修証明書の発行等、研修事業関連のみの目的で使用し、他の目的で使用することはありません。

その管理については、島根県社会福祉協議会「個人情報保護規程」に基づき適切に行い、無断で第三者に提供することはありません。